**～教育委員会関係～**

2016年1月22日

◎佐藤正幸委員　早速ですが、ひとつ、現場の教員の方から臨時教員が不足しているのではないかという声がありました。どういうことかといいますと、とくに小中学校で教員の方が急な理由で一定期間休む場合が出た時に教育委員会に臨時教員をだしてほしいと要請すると、教育委員会のほうから、対応はできないと言われ、現場が大変苦労したケースがあったようです。臨時教員の不足の実情がどうなっているのか、もし不足しているというのであれば、その理由をどう認識されているのか、お聞かせ願いたいとおもいます。

◎木下公司教育長　ひとつは、教員で急な事由が発生して休むというような方が出られた場合に、教育事務所のほうでは診断書を確認したりして、長期に休むと言うことが解れば適切な者に連絡し、面接を行い講師の配置となるわけですが、その手続きに少々時間がかかるというのは事実でございまして、それは御理解お願いしたいというふうに思うわけでございます。また勤務時間や担当する教科などの配置上のニーズというものも学校側から出てきます。それに対して、免許や通勤時間などの講師希望者側の勤務条件なども出てきます。全体的な労働市場であるということも関係するかとおもいますが、ミスマッチといいますか、なかなか合致しない部分があって配置までに数週間かかる場合があるということです。

　　　　大勢の教員の皆さんは、退職されてOBとして勤務もされてますけれども、社会の方へ帰っていらっしゃいますので、頭数が足りないということではなく、むしろ需給状況。こういったところがさまざまなものを調整する様な時代になってきているという様な部分もあり、勤務条件があわないなどと、調整に時間がかかったりしているのが実情ということです。

◎佐藤正幸委員　そういうこともあるでしょうが、事の本質は正規職員の数に余裕がない面が根本にあるのではないかと。加えて、臨時教員の登録数も量の面で足りてないのではないか、という声があるんです。というのは、教育現場の多忙さなどで、心身共に疲弊し定年前に退職される方もおられます。定年を迎えたあとも勤務条件があう、あわないに限らず、再任用を希望しない方もおられるとお聞きします。これも一つの要因ではないかという御指摘もありますので、そこはぜひ念頭においてしかるべき対応を私はお願いしたいとおもうんですが。

　　　　そこで、教員の多忙化という問題についてお尋ねしたいのですが、心身疲弊して身体を壊す方も増えておられます。県内の新聞報道でも、精神疾患による求職者が年40年前後。高止まりの状況との報道もありました。現場からは子どもに関わることよりも、教育行政の書類等々の仕事が多いとの悲鳴もお聞きします。実務軽減のいろいろな要望があり、調査票の実務軽減をもとめる声があったので、この機会にお尋ねしたいんですけど、中学校が高校に送る、いわゆる私たちの時代では内申書というもの。教育委員会のホームページよりフォーマットがダウンロードできますが、A4用紙2枚、またはA3用紙1枚ですね。ただ富山、福井、新潟、大阪はA4用紙1枚で済んでいます。県内からは非常に書くのが大変で軽減はできないのか、との声もありました。せっかくの機会ですので、ぜひ簡略化を検討してみてはどうかと思うのですが、いかかでしょうか。

◎木下公司教育長　高等学校の入学願書票でありますけれども、受験者の出欠や行動、学習や特別活動など、中学時代のさまざまな記録を記載していただくということで、選抜する際の一つの資料になるわけでありますけれども、中学校の作成する文書の中でも個々の生徒に関わるとりわけ重要な書類であるとの位置づけです。簡略化できるところはいたしますが、粗略には扱えないというふうに認識しております。

　　　　A3用紙1枚。確かに他県ではA4用紙1枚というところもありますが、文字のポイント数(大きさ)など色々なものでございまして、縮小すればA3、A4変わりませんし、用紙の大きさでなくて、我々がもとめるもの、かつ書いて頂く御苦労の部分と、そこを比較考慮しながら、我々も今後とも対応していきたいというふうに思います。

◎佐藤正幸委員　ぜひ改善の方向でお願いしたいと思います。

　　　　次に、18歳選挙権に関してお尋ねしたいんですけど、これも昨年10月29日に文科省から通知が出されていると思うんですね。初等中等教育局長名で、長いので省略しますけど、高等学校等の生徒による政治的活動等についてというものですね。旧来から問題があった通知、1969年に出されたいわゆる、69通知にかわるものということで、新通知というふうに略してお尋ねしたいと思うんですけど、この新通知なんですが、高校生の政治活動を3つに分類して制限のあり方を示していると私は認識しています。時間の関係で詳細は省きますが、高校生個人の学外の政治活動まで禁止を含めて学校側が指導できると、そういうさまざまな問題点がすでに指摘をされています。

これは具体的にいうと校長でしょうか。学校が判断すれば高校生の政治活動を広範囲に禁止、制限できるというふうにしたこの通知は、憲法19条の思想·良心の自由、21条の集会、結社や表現の自由、16条請願権に反するのではないかというふうに私は思うんですけど、教育長はその辺の認識はいかがでしょうか。

◎木下公司教育長　今回の法改正によりまして、18歳以上の高校生、有権者として選挙権を有するということでございますし、さらに選挙運動を行うことも認められるというふうになったと。今後は高校生であっても、社会の形成にしっかりと参画していくということが期待されるということです。

しかし、学校は教育基本法第14条に基づきまして、政治的中立を確保することが求められているということでもありますし、高等学校は学校教育法第50条及び51条並びに学習指導要領の定める目的、目標等を達成すべく生徒を教育する公的な施設という位置づけであるというふうに思っております。

高等学校が違法なものや暴力的なもの、あるいは学業や生活に支障があると認められるという、こういう非常に限定的な条件の中で、政治的活動に対して必要かつ合理的な範囲で制限または禁止するということでございますので、そういう先ほど言いましたが、違法なものや暴力的なもの、学業や生活に支障があると認められる場合などのという、こういう限定がついているという意味合いでは妥当なものというふうに考えているというところです。

◎佐藤正幸委員　例えば新通知の中にある「学校教育の円滑な実施に支障があると認められる場合」とか、誰がどういう基準で判断するのかと。いろいろおっしゃいますけど、憲法上、21条とかには年齢による制限ってないんですよ。高校生だからだめですとか、憲法上できないことを学校や校長にやらせるという根本的な矛盾が私はこの通知の中にも含まれているというふうに思います。

しかも、日本も批准している子どもの権利条約は18歳以下の全ての子供に政治活動の自由を認めておりますし、もっと言えば日本の主要政党が入党条件も18歳以上なはずです。我が党も18歳、自民党さんも18歳、公明党さんも民主党さんも18歳なわけですよね。本来求められているのは、禁止制限を極力行わない、教育的に対応するというのが私は正しい方針だというふうに頼ろうと思うんですね。

私はそういう意味ではこの新通知にとらわれずに、きちんとそういう教育的に対応するという、そういうことをぜひ求めておきたいというふうに思います。

答弁結構ですので、ぜひそういう根本的な矛盾がこの通知にはあるということです。

最後にしますけど、新聞報道がことしありまして、昨年10月に「教職員ハンドブック2015」というものが作成されたと報道ありましたので、実際に教育委員会のほうにお願いをして実物いただきました。ありがとうございました。

目を通したんですけど、非常に驚きまして、これは80項目にも及ぶ行動指針が掲載されて、報道ではあるべき教員像を明確にする狙いがあると。あるべき教員像を示す必要があるのかという根本的な思いも私あるんですけど、例えば冒頭の授業の開始、終了時間を守っている」という項目では、「授業内容が早く終わり、時間を持て余すことがないよう努めなければなりません」、こんなことまで書く必要があるのかなと。ほかにもいろんなことが書いてありますけど、率直に言って教員を型にはめようとする、そんな印象を私持ちました。

過度にこの内容が徹底されると、教員の方の自主性、自立性を奪うことになりはしないかという懸念を持つんですけど、このハンドブック、実際にはどう活用されるのか、教員の評価につながりはしないかという懸念持つのですが、辺はいかがでしようか。

◎木下公司教育長　これは我々、昨年10月に作成したということです。学校の教育活動において具体的にどうあらねばならないかという基準を明確に示すという趣旨でありまして、細目ごとに具体的にきめ細やかなものとして作成させていただいたということです。

この基準でございますけれども、教職員一人一人もそうですし、管理職及び教育委員会もしっかりと共有することによってさまざまな立場の者が共通の尺度を持って教育に当たるということを目指して、教育の方向性と質が保たれるよう考えたということでございまして、決して型にはめてがんじがらめにするということではなくて、きちっとした基礎の中からさらに個性を持って豊かな教員としての教養、あるいは指導力を発揮していただくという、そういった考え方のものということです。

教職員一人一人が必要な項目をみずから選んでいただいて、全部チェックしろと言っているわけではありません。自分が弱いんじゃないかとか、自分がどうかなといったようなところにっいてセルフチェックを行って、みずから改善点を認識し、改善を進めるという視点だというふうにお考えをいただきたい。

また、校長先生も見ていただくということでございますので、評価者によるぶれを最小限にするという視点では厳格な評価基準に基づく評価を導入するということも大切だというふうに思いますし、評価の透明性を確保するということも大切だという、そういった視点で考えれば教員のあるべき姿の基本にっいて評価者、被評価者、教育委員会が同一の判断基準を共有するということが必要なんじやないかなというふうに思います。

校長、教頭等が教員評価の参考資料として役立てるというそういった視点で、これによって何か点数化してやるということではなくて、参考資料として評価のずれを小さくするために活用していただければありがたいということでありますし、評価した後に各先生方に対してどうあるべきかということにっいての1つのメルクマールというものだというふうに御理解いただければありがたいというふうに思います。

◎佐藤正幸委員私、「はじめに」のところ読みまして、ちょっと危惧したんですよ。いわゆる教職員が判断を行う場合の基準は、個々の教職員が持つ教育的信念に委ねられているところがありと、考え方によって差異が生ずるといった暖味さを含むものです。そうなんですよね。私、率直に言ってこの暖味さこそ必要であって、何か80項目もの基準が示されて、それに従わなければならないというようなことになりはしないか。

今、教育長のほうからお話ありましたように、個性というんですかね、教員の。私、この冒昧さこそ必要であって、教員の方々の個性が生かされるんじゃないかなと思うんですよね。いろんな先生がいていいと思いますし、その中で子供たち成長する。私の中学、高校時代も考えても、ちょっと外れたおもしろい先生のほうが魅力的でやっぱり印象も残っていますよ。皆さんそうだと思うんですよね。みんな違って、みんないいということはありますけど、私はこのハンドブックが教員の自主性、自立性を奪うものにならないように求めて、質問は終わりたいと思います。